

平成28年9月16日

留萌川における「公募型樹木等採取」への 参加者を募集します

～河川敷地内の樹木の有効活用のために～

留萌開発建設部留萌開発事務所では、河川敷地内の樹木を資源として有効に利用する観点から、樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして自ら採取し、活用していただける企業や住民の方を広く募集します。応募していただいた方のうち、一定の条件を満たす方に「公募型樹木等採取」の試行として、採取を許可します。

樹木の伐採は、河川敷を維持管理するための視界の確保や洪水時に安全に水を流すため必要であり、公募型樹木等採取を行うことで、木材資源の有効活用と伐採費用の縮減が図れるものです。

なお、本試行により採取した樹木等については、自家消費などの制約はなく、採取者の判断で使用や加工、販売などをすることができます。

記

- 1 募集期間 平成28年9月16日（金）から10月7日（金）まで
- 2 場 所 留萌市藤山町藤山真栄橋下流留萌川右岸地先藤山水防拠点（留萌川K P 16. 2付近）
（別添箇所図参照）
- 3 採取期間 平成28年10月下旬から平成28年11月30日まで（予定）
- 4 公募面積 1区画は400㎡程度（約20m×20m） 合計で5区画約2,000㎡を予定
- 5 応募方法 参加者募集要項を参照の上、「公募型樹木等採取試行参加申込書」により郵送かFAXで申込み。

【応募先】

郵 送：〒077-0022 留萌市堀川町2丁目78

留萌開発建設部 留萌開発事務所 総務課 管理係 宛

FAX：0164-42-0315

※参加者募集要項及び参加申込書は留萌開発事務所で直接配付するほか、留萌開発建設部ホームページにも掲載しています。

「留萌開発建設部HPアドレス」：<http://www.rm.hkd.mlit.go.jp/>

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 留萌開発建設部

留萌開発事務所 河川課長 ^{やの}矢野 ^{たかし}隆 （電話 0164-42-3132）
副所長 ^{きのした}木下 ^{たかひろ}隆弘 （電話 0164-42-3126）

留萌川公募型樹木等採取試行への参加者募集要項

平成 28 年 9 月 16 日

留萌開発建設部留萌開発事務所

留萌開発建設部留萌開発事務所では、河川内の樹木を資源として有効に利用する観点から、採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を試行します。

本試行により採取した樹木等については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工あるいは販売などを行うことができます。

この試行に参加を希望される方は、以下の【応募要領】を確認の上、「公募型樹木等採取試行参加申込書」により期日までに応募してください。

【応募要領】

1. 応募方法

公募型樹木等採取の試行に参加を希望される方は、別紙「公募型樹木等採取試行参加申込書」に必要事項を記入し、10月7日までに郵送かFAXで以下の宛先まで応募してください。

応 募 先

郵 送：〒077-0022 留萌市堀川町2丁目78

留萌開発建設部 留萌開発事務所 総務課 管理係

F A X：0164-42-0315

2. 応募資格

以下の不適合事項のいずれにも該当しないこと。

- イ) 過去3年間に公募型樹木等採取において著しく不誠実な行為のあった者
- ロ) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は71条の規定に該当する者
- ハ) 会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ニ) 税・採取料・占用料を滞納している者
- ホ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者の指定又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

3. 樹木等採取の概要

- イ) 採 取 期 間:平成28年10月下旬から平成28年11月30日までを予定しています。(選定された方へは始期を別途お知らせします。)
- ロ) 採 取 予 定 場 所:留萌市藤山町藤山真栄橋下流留萌川右岸地先藤山水防拠点(留萌川KP16. 2付近)
- ハ) 採 取 可 能 面 積: 約2,000㎡
- ニ) 主 な 樹 種: 雑木、ヤナギ類が主体
- ホ) 想定される採取量: 直径10cm程度の丸太材が100㎡当たり0.4㎡程度
 - ※ 採取期間、採取予定場所、採取可能面積、想定される採取量などは変更する場合があります。
 - ※ 想定される採取量は実際の採取量と異なります。

4. 樹木等採取者の選定

今回応募いただきました中から、応募資格と樹木等採取の効果(採取面積や時期、工程などを勘案して判断します)及び確実性などを総合的に評価し、試行に参加していただく方を選定させていただきます。

選定結果につきましては、10月14日までに郵送又はEメールで通知させていただきます。

5. その他

- イ) 申込書への記載内容(応募資格や樹木等採取方法)などを確認するため、直接お電話等で聞き取りをさせていただく場合があります。
- ロ) 試行への参加者として選定された場合には、採取に先立ち採取方法や作業工程等について留萌開発事務所と事前に協議したうえで、許可申請書を提出する必要があります。詳細につきましては選定後に留萌開発事務所から御連絡させていただきます。
- ハ) 採取料については、採取作業工程等により有料となる場合があります。
- ニ) 本試行は出水やその他やむを得ない事情により、留萌開発事務所長の判断で中止する場合があります。
- ホ) 本試行中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には参加者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合は現状に復旧していただく場合があります。
- へ) 本試行に係る問合せ先は以下のとおりです。

問合せ先

留萌開発建設部 留萌開発事務所 河川課
電 話 : 0 1 6 4 - 4 2 - 3 1 3 2

箇所図



平面図



国土地理院地図

公募伐採箇所(留萌市藤山)

